

第24期 第35回

定例農業委員会総会

議 事 録

令和5年5月29日

伊予市農業委員会

第24期

第35回定例農業委員会総会議事録

令和5年5月29日（月）午後1時30分から、伊予市役所において第35回定例農業委員会総会を開催する。

出席者

農業委員会委員	15名
農地利用最適化推進委員	6名
事務局	局長 次長 係長

議事日程

（議案）

第165号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく伊予市農用地利用集積計画（令和5年度第2号）について	2件
第166号	農地中間管理事業実施要領第8の規定に基づく農用地利用配分計画（案）について	2件
第167号	農地法第3条の規定による許可申請について	8件
第168号	伊予農業振興地域整備計画の変更に対する意見について（農振除外）	1件
第169号	非農地判断について	2件
第170号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく伊予市農用地利用集積計画（令和5年度第3号）について	1件

（報告）

第65号	農地法第4条の規定による届出について	2件
第66号	農地法第5条の規定による届出について	2件

事務局

それでは皆様ご起立をお願い致します。只今より第35回伊予市農業委員会総会を開催いたします。一同ご起立ください。

<一同、礼>

御着席下さい。

本日の開催にあたり、議席番号●●番 ●●委員、●●番 ●●委員、●●番 ●●委員、●●番 ●●委員より欠席のご連絡がございましたのでご報告させていただきます。

それでは、開会にあたりまして藤岡会長より開会挨拶並びに開会宣言を申し上げます。

～会長挨拶～

議事

議事録署名委員の指名

議長（会長）

議事に入ります前に議事録署名人の指名をしたいと思えます。

「●●番 ●●委員」

「●●番 ●●委員」

よろしく願いいたします。

議案第165号

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく伊予市農用地利用集積計画（令和5年度第2号）について、次のとおり農業委員会の決定を求める。

番号1、続いて、

議案第166号

農地中間管理事業実施要領第8の規定に基づく農用地利用配分計画（案）について、次のとおり農業委員会の意見を求める。

番号1について事務局の一括説明をお願いします。

事務局

1番

利用権の設定を受ける者（借り手）松山市 公益財団法人えひめ農林漁業振興機構、利用権を設定する者（貸し手）●● ●●さん

利用権設定地 三秋●● 田 ●●m²、三秋●● 田 ●●m²

契約期間 令和5年6月1日～令和15年5月31日の10年間

議案第166号

1番

権利の設定を受ける者（借り手） 三秋 ●●さん
権利を設定する者（貸し手） 松山市 公益財団法人えひめ農林漁業振興機構
利用権設定地 三秋●● 田 ●●m²、三秋●● 田 ●●m²
権利の種類 使用貸借権設定
契約期間 令和5年6月1日～令和15年5月31日の10年間

第165号が、所有者がえひめ農林漁業振興機構に貸付ける計画、166号がえひめ農林漁業振興機構が借り受けた農地を、受け手に貸し付ける計画になります。

譲受人の経営状況は、議案説明書の1ページ1番のとおりです。

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。以上です。

議長

それでは、地元委員さんの補足説明をお願いします。

●●委員

譲受人は野菜を中心とした営農を行っていますが、今回、農地の集約化として、父親が栽培していたブドウ園を受けるものです。特段の支障はありません。

議長

ありがとうございます。第165号番号1、第166号番号1につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

（質疑なし）

議長

無いようでしたら、第165号番号1、第166号番号1について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

（承認）

議長

ありがとうございます。第165号番号1、第166号番号1について承認いたします。

続いて、第165号番号2、第166号番号2、第167号番号1、番号2については関連がございますので、事務局の一括説明をお願いします。

事務局

第165号番号2

利用権の設定を受ける者（借り手）松山市 公益財団法人えひめ農林漁業振興機構、利用権を設定する者（貸し手）八倉 ●●さん

利用権設定地 ●● 田 ●●m²、八倉●● 田 ●●m²

契約期間 令和5年6月1日～令和15年5月31日の10年間

第166号番号2

権利の設定を受ける者（借り手）松山市 ●●さん

権利を設定する者（貸し手）松山市 公益財団法人えひめ農林漁業振興機構

利用権設定地 八倉●● 田 ●●m²、八倉●● 田 ●●m²

権利の種類 使用貸借権設定

契約期間 令和5年6月1日～令和15年5月31日の10年間

議案第167号

農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について、次のとおり農業委員会の承認を求める。

1番

譲渡人 松山市 ●●さん

譲受人 松山市 ●●さん

申請地 八倉●● 田 ●●m²、同じく●● 田 ●●m²

申請理由 （譲受人）新規就農、（譲渡人）農地管理困難

権利の種類 売買による所有権移転

2番

譲渡人 松山市 ●●さん

譲受人 松山市 ●●さん

申請地 八倉●● 田 ●●m²

申請理由 （譲受人）新規就農、（譲渡人）農地管理困難

権利の種類 売買による所有権移転

●●さんの営農計画は、議案説明書の4ページから8ページの「青年等就農計画申請書」に詳細な情報を記載しております。施設柑橘と露地柑橘さらに、キウイフルーツを組み合わせた果樹の複合経営になっています。すべて新植になりますが、一部研修中から植えていた苗があるため、就農3年目から収穫予定の品種もあるようです。このあとご本人の説明内容と合わせてご審議いただけたらと思います。以上です。

議長

それでは、ご本人さんにお入りいただく前に、地元委員さんの補足説明をお願いします。

●●委員

●●さんは、●●さんの親戚にあたる方で、中間管理機構の支援を受けるために今回の申請があったものです。また、議案167号の●●さんの件ですが、●●さんは蜜柑づくりをしたいという思いが強く、サラリーマンを退職し、2年間の新規就農者講習を終え、今年5月より就農して、この園地を使用するようです。譲渡人の●●さんはご高齢で農地管理困難で、数年前より売買を希望しておりました。●●さんが地元で農業をするということで、条件が合ったため売買になったものです。●●さんはこの園地では、せとか、紅マドンナ、温州ミカン等の苗木を植え、耕作を続ける予定とのことで、地元でも大いに期待をしております。特に問題ないと思います。ご審議をお願いします。

議長

それでは、第165号番号2、第166号番号2、第167号番号1、番号2について、本人さんにお入りいただく前に何か質疑がございましたらおうけいたします。

(質疑なし)

それでは、●●さんにお越しいただいておりますので、就農計画等についてご説明をいただきます。

●●さん

●●と申します。農業を始めようとした動機ですが、元々、農業に興味があり、愛媛大学農学部に進学し、その後、井関農機で勤めた後、30歳になった頃に

農業をしたいと一念発起し、研修を受けて営農を始めることとしました。

(営農計画の説明)

議長

ありがとうございます。先程、●●さんからの説明がありましたが、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。はいどうぞ。

●●委員

●●さんについては、非常に明るく、気持ちの強い印象を受けています。営農については厳しい状況も今後、経験されることと思いますが、後々は八倉地区のリーダーとして期待をしています。がんばってください。

議長

他にございませんでしょうか。

営農計画を見てもみますと、設備投資に関しては4年目にハウス整備を予定されているようで、高額の負担を予定されていらっしゃるようですが、収益計画やJAの営農指導の助言も受けながら、がんばっていただきたいと思います。出荷についてはどのようにお考えですか。

●●さん

研修はJAさんでしたので、基本はJAへの出荷を予定しています。

議長

他にございませんでしょうか。●●委員さん、何かございませんか？

●●委員

(具体的な営農指導内容)

紅マドンナの収益見込が少ないように思います。農協の営農指導のとおり、手を抜かずに営農すれば、もう少し見込めると思います。がんばってください。

●●さん

収量予想に関しては農協の方に作成いただいたもので、担当の方の見立てによるものでした。

議長

他にございませんでしょうか。無いようでしたら、ここで閉めたいと思います。
ありがとうございました。

●●さん

ありがとうございました。

議長

あらためまして、皆さんからご質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、第165号番号2、第166号番号2、第167号番号1、
番号2について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。第165号番号2、第166号番号2、第167号番号1、
番号2について承認いたします。
続いて、第167号番号3について、事務局の説明をお願いします。

事務局

3番

譲渡人 埼玉県 ●●さん

譲受人 下三谷 ●●さん

申請地 下三谷●● 田 ●●m²

申請理由 (譲受人) 新規参入、(譲渡人) 耕作不可能

権利の種類 売買による所有権移転

●●さんの営農状況は、議案説明書の9ページから11ページの「農業経営改善計画認定申請書」に詳細な情報を記載しております。●●さんは、12ページの耕作証明のとおり、経営の中心が八幡浜市なので、そちらに提出している認定農業者になるための申請書類です。八幡浜市の農地は露地柑橘がほとんどなので今回の下三谷の申請地は、施設柑橘を予定しているとのこと。この

あとご本人の説明内容と合わせてご審議いただけたらと思います。以上です。

議長

それでは、地元委員さんの補足説明をお願いします。

●●委員

●●さんは、八幡浜で柑橘栽培を行っているようで。今回は地元の方で農業をしたいということです。適当な農地が見つかり、今回、柑橘栽培を行うということで、何ら問題はないと思います。よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございます。番号3について、皆さんからご質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、●●さんにお越しいただいておりますので、就農計画等についてご説明をいただきます。

それでは、●●さん、よろしくをお願いします。

●●さん

よろしくをお願いします。私が農業を始めたのは、6年程前に義理の父が八幡浜市保内町で柑橘農家をしておりましたが、腰を悪くし、柑橘栽培が困難となったことから、会社員を退職し、柑橘栽培を手伝うようになりました。義父の身体が弱り、一昨年に農業を辞めたため、昨年からは私がその土地を借りて、柑橘農業を始めました。今回、伊予市で営農をはじめようと思った理由は、自宅が下三谷で、こちらにも農業できる土地が欲しいと思っていたことと、保内にある農地が急傾斜地で危険なため、今から10年20年と営農するには負担が大きくなることから、平地での施設栽培を目指したことです。

議長

それでは、皆さんからご質疑がございましたらお受けいたします。

どうぞ。

●●委員

将来、規模を拡大する意思はございますか。

●●さん

今回は少しの土地ですが、営農が軌道に乗ってきたら、少しずつ増やせられればと考えています。

議長

他にございませんでしょうか。はい、岡本委員さん。

●●委員

今回取得した農地は2000 m²ということですが、施設をされるということですか。

●●さん

はい。

●●委員

(具体的な営農指導内容)

28号が愛媛県オリジナルの品種である間に、できるだけ早く収量を増やせるようにして、転換期に余力をもって迎えるというふうにしたら良いかと思えます。がんばってください。

●●さん

ありがとうございます。

議長

他にございませんでしょうか。無いようでしたら、●●さん、八幡浜と伊予市と両方になりますが、頑張っていたいただきたいと思えます。

●●さん

ありがとうございました。

議長

それではあらためまして、番号3につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号3について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号3について承認いたします。
続いて、番号4について、事務局の説明をお願いします。

事務局

4番

譲渡人 下三谷 ●●さん

譲受人 下三谷 ●●

申請地 下三谷●● 畑 ●●m²、下三谷●● 畑 ●●m²、同じく●● 畑 ●●m²、下三谷●● 畑 ●●m²

申請理由 (譲受人) 新規参入 (法人化)、(譲渡人) 農地管理困難

権利の種類 売買による所有権移転

譲受人の経営状況は、議案説明書の13ページから18ページに「青年等就農計画申請書」の様式を使用して掲載していますが、いまのところ認定には至らない見込みです。

今回の譲受人、株式会社●●の代表者●●さんは、既に伊予市の農家台帳に登録されている農業者で、13ページの下の方にあるように、現状1haの育成中の梅園と0.7haの水稻を栽培しておられます。事業内容をざっくりまとめると、梅の栽培から一次加工までを手掛ける新規事業立ち上げに伴い経営規模を拡大するための法人化といった形です。なお、今回の申請地はその大部分が耕作放棄地で雑木が生い茂っていますが、令和6年2月までに整地開墾するとの誓約書が提出されての申請になっています。同じように、昨年6月総会、議案第116号5番にて●●さん個人が3条許可申請の際提出された耕作放棄地開墾整地の誓約は、令和4年度中に実行されていることを確認済みであることを申し添えます。

最後に、農地所有適格法人の4要件、①法人形態の要件、②事業の要件、③構成員の要件、④業務執行役員の要件は提出された書類において確認済みです。以上です。

議長

それでは、番号4について、地元委員さんの補足説明をお願いします。

●●委員

借受人のエタニティは梅栽培のために大規模に展開しております。●●さんがチラシを見て話し合いの場を持ち、交渉成立となりました。近くに同様の農地があれば、私も積極的に応援していきたいと思えます。何ら問題ありません。よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございます。番号4につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、代表の●●さんにお越しいただいておりますので、入場していただき、今後の営農計画について説明いただきたいと思います。

株式会社●● ●●さん

よろしくをお願いします。私は3年前に農業を始めました。それまでは全く違う仕事をやっていたのですが、3年半前ぐらいに、代々所有する耕作放棄となった農地を復元し活用すべく、父親が経営する金融コンサルタント会社の農業部門の責任者となり、今に至っております。ここでは梅事業を展開すべく、和歌山の、梅の栽培から二次加工まで行っている会社と連携し、紀州南高梅の栽培と一次加工を行い、和歌山の会社へ出荷する予定としております。

議長

ありがとうございます。それでは皆さんからご質疑があれば出していただけたらと思います。ございませんでしょうか。

かなり大規模に南高梅を栽培するということなんですが、通常の梅に比べて栽培しにくく収量が少ないということですが、栽培技術等の支援についてはどのようなになっていますか。

株式会社●● ●●さん

連携する和歌山の会社から指導を受けており、今後も勉強させていただく予定です。

議長

他にご質疑はございませんでしょうか。はいどうぞ。

●●委員

加工場を作られるというということで、令和8年5月に1億5000万円ほどの事業費を予定されていますが、借入などの予定状況を教えてください。

株式会社●● ●●さん

公庫さんとJAさんからの融資を予定しています。

議長

他にご質疑はございませんでしょうか。はいどうぞ。

●●委員

梅の事は素人ですが、計画5年目に10aに直せば35万円となりますが、生の梅でこの数量ということですか。

株式会社●● ●●さん

塩漬け加工後の梅の収量ということですか。

●●委員

塩漬けしたら、梅は重くなるんですか、軽くなるんですか。

株式会社●● ●●さん

軽くなります。

議長

他にご質疑はございませんでしょうか。

無いようでしたら、南高梅は栽培が難しいと聞いております。栽培技術を磨いていただき、計画どおりに進められるようがんばっていただきたいと思っております。ありがとうございました。

株式会社●● ●●さん

ありがとうございました。

議長

それではあらためまして、番号4についてご質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号4について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号4について承認いたします。
続いて、番号5につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局

5番

貸渡人 大阪府 ●●さん

借受人 米湊 ●●さん

申請地 米湊●● 田 ●●㎡

譲受人の耕作面積 ●●㎡

申請理由 (譲受人) 経営規模拡大、(譲渡人) 農地管理困難

権利の種類 5年間の賃借権設定

譲受人の経営状況は、議案説明書の2ページ5番のとおりです。

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。以上です。

議長

それでは、番号5について、地元委員さんの補足説明をお願いします。

●●委員

借受人の●●さんは、米湊付近で営農されていらっしゃるの、特に問題なく作っていただけたと思います。特に問題ありません。

議長

ありがとうございます。番号5につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号5について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号5について承認いたします。
続いて、番号6につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局

6番

譲渡人 双海町高岸 ●●さん

譲受人 伊予郡松前町 ●●さん

申請地 双海町●● 山林 ●●㎡他5筆 合計6筆で●●です。

なお、●●は山林登記ですが、現況がシキビを栽培している農地であるため今回の申請に含まれています。

譲受人の耕作面積 ●●㎡

申請理由 (譲受人) 経営規模拡大 (譲渡人) 農地管理困難

権利の種類 売買による所有権移転

譲受人の経営状況は、議案説明書の3ページ6番のとおりです。

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。以上です。

議長

それでは、番号6について、地元委員さんの補足説明をお願いします。

●●委員

譲受人の●●さんは、元々地元の方で、松前町に出られていましたが、以前から地元に戻られて、しきびなどを栽培しており、着実に成果を挙げられております。本人の農業に対する姿勢も間違いありません。以上です。ご審議の程よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございます。番号6につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号6について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号6について承認いたします。
続いて、番号7につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局

7番

譲渡人 松山市 ●●さん

譲受人 双海町高岸 ●●さん

申請地 双海町●● 畑 ●●㎡他5筆 合計6筆で●●㎡です。

譲受人の耕作面積 ●●㎡

申請理由 (譲受人) 経営規模拡大 (譲渡人) 農地管理困難

権利の種類 贈与による所有権移転

譲受人の経営状況は、議案説明書の3ページ7番のとおりです。

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。以上です。

議長

それでは、番号7について、地元委員さんの補足説明をお願いします。

●●委員

譲受人の●●さんは、松山で不定期に土木関係の仕事をなさっておりますが、地元で農作業に従事できる十分な時間が確保されており、十分に農地を活用できるものと思います。ご審議の程よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございます。番号7につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無きようでしたら、番号7について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号7について承認いたします。
続いて、番号8につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局

8番

譲渡人 双海町高岸 ●●さん

譲受人 双海町高岸 ●●さん

申請地 双海町●● 田 ●●㎡

譲受人の耕作面積 ●●㎡

申請理由 (譲受人) 経営規模拡大 (譲渡人) 農地管理困難

権利の種類 売買による所有権移転

譲受人の営農計画は、議案説明書の3ページ8番のとおりです。

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。以上です。

議長

それでは、番号8について、地元委員さんの補足説明をお願いします。

●●委員

譲受人の●●さんは、私の地域での若手農業者として頑張っておられます。営農に関しては全く問題ありません。以上です。ご審議の程よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。番号8につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号8について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号8について承認いたします。

議案第168号

伊予農業振興地域整備計画の変更に対する意見について、農振農用地から除外の申出があったので、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づき農業委員会の意見を求める。番号1について事務居の説明をお願いします。

事務局

番号1

申出人は、下三谷 ●●

土地所有者は、下三谷 ●●さん

土地所在地は、下三谷●●及び●●

登記地目及び面積は、田で、合計●●㎡

転用目的は露天駐車場で、転用面積は同じく合計●●㎡です。

議案説明書は19ページを、申請地説明図は2ページから4ページをご覧ください。

今回、農振除外の申出に至った理由でございますが、申出人である●●は下三谷にある寺院ですが、参拝者専用の駐車場が無く、これまでは近隣の広場や空地、企業の駐車場を借りて対応していたとのことですが、檀家さんの高齢化や分家化に伴い、遠方から車で参拝されることが多くなり、今後、周辺住民への迷惑解消や、安全性の確保などのため、今回の申出に至ったものです。

農振法の規定に基づく各要件を確認したところ、本申出の内容は妥当であり、個別除外による対応は止むを得ないものと判断されます。

以上でございます。ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長

それでは、番号1について、地元委員さんの補足説明をお願いします。

●●委員

第一候補地での話がまとまらず苦心されておりましたが、今回の場所で話がまとまったようです。何ら問題はございません。

議長

ありがとうございます。番号1につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号1について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号1について承認いたします。

議案第169号

農地以外の目的に供する土地に係る農地法の適用を受けない旨の判断について、次のとおり農業委員会の承認を求める。番号1について事務局の説明をお願いします。

事務局

番号1

申出人及び土地所有者は、伊予郡松前町 ●●さん

土地所在地は、中山町●●

登記地目及び面積は、畑で、●●㎡

非農地判断を求めるものです。

議案説明書は20ページ上段を、申請地説明図は5ページから8ページをご覧ください。

今回の非農地判断の理由でございますが、申出人は、平成26年に病気で入院後、著しく体力が衰え、営農を継続できる状態にないことと、申出地の周辺も既に山林化し、申請地も同様に山林の様相を呈していることから、今回、非農地の願い出があったものです。現地確認の結果、申出のとおり山林化が著しく、農地として利用される見込みがないことが明らかであり、再生利用困難農地であるとの農地利用状況調査の結果からも、非農地の判断は止むを得ないものと考えられます。

なお、本日はご欠席でございますが、●●委員からも、先にご説明した内容と同様の判断をいただいております、非農地判断は止む無しとの意見を頂戴しておりますのでご報告申し上げます。

以上でございます。ご審議の程よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。番号1につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号1について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号1について承認いたします。

続いて、番号2につきまして、事務局の説明をお願いします。

番号2

申出人及び土地所有者は、中山町●●さん

土地所在地は、中山町●● 他9筆

登記地目及び面積は、畑で、合計11,196㎡

非農地判断を求めるものです。

議案説明書は20ページ下段を、申請地説明図は9ページから12ページをご覧ください。

今回の非農地判断の理由でございますが、申出人による耕作困難のため約30年前から耕作放棄地となり、細々と植林を進めるものの、現在は管理が行き届か

なくなり、今回、非農地の願い出があったものです。

申出のあった農地の一部は、そこへ通じる管理道路が閉塞し、遠方からの現地確認としたものがありますが、直近の航空写真での確認の結果、申出のとおり山林化が著しく、農地として利用される見込みがないと思われ、再生利用困難農地であるとの農地利用状況調査の結果からも、非農地の判断は止むを得ないものと考えられます。

以上でございます。ご審議の程よろしく申し上げます。

議長

それでは、番号2について、地元委員さんの補足説明をお願いします。

●●委員

いずれの場所も、また周辺も山林の様相となっており、影響もないと思われま
す。よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。番号2につきまして、委員の皆様からの御質疑はござ
いませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無きようでしたら、番号2について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号2について承認いたします。

議案第170号

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、伊予市農用地利用集積計画について、次のとおり農業委員会の決定を求める。事務局の説明をお願いします。

事務局

まず、農用地利用集積事業の申出書の取りまとめにつきまして、委員の皆様方

には大変お世話になりました。この場をお借りいたしましてお礼申し上げます。それでは、お配りしております別冊、議案第170号 令和5年度第3号「農用地利用集積計画集計表」をご覧ください。

今回の利用権設定の申し出合計は、262筆、306, 359㎡でした。

期間満了だったのが160筆、195, 376㎡だったので、100筆以上、10haを超える大幅な集積増加になりました。これもひとえに委員の皆様のご地道な声掛けの賜物であると感じております。

権利種類別の内訳は、賃借権（有償の貸借）が130筆163, 088㎡、使用貸借権（無償の貸借）が132筆143, 271㎡となっています。昨年は約4割だった使用貸借の割合が若干増えた結果になっているようです。

以上です。

議長

ありがとうございます。議案第170号につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

（質疑なし）

議長

無いようでしたら、議案第170号について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

（承認）

議長

ありがとうございます。議案第170号について承認いたします。

報告第65号 農地法第4条第1項の規定による届出を受理したので、次のとおり報告する。事務局の説明をお願いします。

事務局

報告第65号 番号1

申請人及び土地所有者は、下吾川 ●●さん。

土地所在地は、下吾川●●

登記地目及び面積は、畑で、●●㎡

共同住宅への転用で、転用面積は同じく●●㎡。

以上でございます。

議長

ありがとうございます。報告第65号につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、報告事項ですので、次に移ります。

議長

報告第66号 農地法第5条第1項の規定による届出を受理したので、次のとおり報告する。事務局の一括説明をお願いします。

報告第66号 番号1

譲渡人は、上吾川 ●●さん。

譲受人は、米湊 ●●

土地所在地は、米湊●●

登記地目及び面積は、田で、●●㎡

分譲宅地への転用で、転用面積は同じく●●㎡

続いて、

報告第66号 番号2

譲渡人は、米湊 ●●さん。

譲受人は、米湊 ●●

土地所在地は、米湊●●

登記地目及び面積は、田で、●●㎡

分譲宅地への転用で、転用面積は同じく●●㎡です。

以上でございます。

議長

ありがとうございます。報告第66号につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、報告事項ですので、次に移ります。

(事務局連絡事項)

議長

無ければ、次回は6月29日(木曜日)午後4時より、伊予市役所で開催します。

次回の議事録署名人については、

「●●番 ●●委員」

「●●番 ●●委員」

を予定しておりますので、併せて、宜しくお願い致します。

以上をもちまして、第35回 伊予市農業委員会総会の閉会を宣言致します。

事務局

藤岡会長におかれましては、適切な議事進行ありがとうございました。また、委員の皆様におかれましては、慎重なご審議ありがとうございました。

(午後2時52分 閉会)

年 月 日

議 長

議事録署名人
